

第 5979 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 6月18日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 法人番号の利用方法

**Q**：法人番号が公表されているそうですが、個人のマイナンバーのように非公表ではないのですか。どのようにその番号は利用できるのですか？

**A**：法人の番号は、だれでも閲覧でき、自由に利用することができます。

### 【解説】

法人番号は、個人のマイナンバーと違い自由に閲覧でき、利用範囲の制約がありませんので、誰でも自由に利用することができます。

公表されているのは、①法人の商号又は名称（フリガナを含む）、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号です。

行政機関が法人番号を公表しているのは、法人番号により情報の検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高めることを目的としているからです。

また、法人番号の指定を受けた後に商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報が更新され、併せて変更履歴も公表されます。

法人番号は、次のサイトで調べられます。

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

活用方法としては、次のようなものが考えられます。

- ①取引先情報等の入力補助による効率化
- ②売掛金管理等に会計業務の効率化
- ③新規営業先等の把握の効率化

なお、平成35年10月から導入されるインボイス制度の登録番号にも法人番号が利用されることになっています。

